



歩道通行の例外



この標識が付いている歩道では、自転車は歩道を走ることができます！
ただし、自転車は歩道の車道側を走行しなければなりません。

← 自転車の歩道通行可を示す標識

基本は歩道は、

- ・「歩行者が優先」です。
- ・すぐに停止できるような速度で進行（徐行）しなければなりません
- ・歩行者の通行を妨げそうな時は、一時停止しなければなりません



標識がなくても歩道を走っていい時があるよね！



ヘルメットも
忘れないで！



① 自転車を運転している人が
13歳未満の子ども、70歳以上の人、
一定の身体障害を有する人



② 車道で道路工事をしている時、
車道の幅が狭く、車通りが多いなど
車道通行が危険な場合



標識の設置状況などは、道路環境によって異なります。
お住まい地区の設置状況についてのご質問は、管轄する
警察署に問い合わせてください。

自転車のルールブックは
こちらから→



秋田県警察

～交通部交通企画課～

